

第十條の二第二項に次のただし書を加える。
ただし、特許協力条約に基づく規則 89 の規定に基づき前条第五号に掲げる特定手続を行う場合として特許庁長官が定める場合は、この項本文の規定による届出を要しない。
第十三条中、第十條第五号を「同条第五号」に、あつては次の第二号に掲げる方法により、第十條第五十九号を（外国語による国際出願に限る。）及び同条第五十九号に改め、同条第一号中、「入力し」の下に（第十條の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合は、この限りでない。）を加え、第十條の二第二項を「同条第一項」に、次の各号の「を」に次掲げる「に改め、同号口中「前号」を「イ」に改める。

第十五条第一項中、第十條の二第二項を「第十條の二第二項本文」に改める。
第十九條の二中、同項第十号を「同項第十一号」に改める。
附則
この省令は、平成十九年一月四日から施行する。

規則

○国家公安委員会規則第二十九号
警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、指紋等取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年十二月二十六日

国家公安委員会委員長 満手 顕正
指紋等取扱規則の一部を改正する規則
第十三号の一部を次のように改正する。

指紋等取扱規則（平成十九年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

指紋等取扱規則

第四条第一項中、「指紋記録」の下に「及び掌紋記録」を加え、同条第二項中、「指紋資料」の下に「及び掌紋資料」を加え、同条第三項中、「指紋資料」の下に「及び掌紋資料」を、「指紋記録」の下に「及び掌紋記録」を加え、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五条に次の一項を加える。

3 警察庁犯罪鑑識官又は府県鑑識課長は、その保管する指紋記録等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指紋記録等及

び当該指紋記録等に係る処分結果記録又は処分結果資料を抹消し、又は廃棄しなければならない。
一 指紋記録等に係る者が死亡したとき。
二 前号に掲げるもののほか、指紋記録等を保管する必要がなくなったとき。

第六条の見出し中「遺留指紋」を「遺留指掌紋」に改め、同条第一項中「現場指紋」の下に「又は現場指紋（以下「現場指掌紋」という。）を、協力者指紋」という。）を加え、同条第二項中「現場指紋」を「現場指掌紋」に改め、同条第三項中「現場指紋」を「現場指掌紋」に改め、同条第四項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第五項中「指紋」を「指掌紋」に改め、同条第六項を削る。

第七条第一項中「遺留指紋」を「遺留指掌紋」に改め、同条第二項中「指紋記録」を「指掌紋記録」と改め、同条第三項中「指紋記録」を「指掌紋記録」と改め、同条第四項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第五項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第六項を削る。

第八条を削る。

第九条第一項中「又は第八條第一項を削り、現場指紋又は現場指掌紋」を「現場指掌紋」に改め、同条第二項中「指紋記録」を「指掌紋記録」と改め、同条第三項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第四項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第五項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第六項を削る。

第十条の見出し中「指紋照会」を「指掌紋照会」に改め、同条第一項中「指紋記録」の下に「及び掌紋記録」を加え、同条第二項中「指紋資料」の下に「及び掌紋資料」を加え、同条第三項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第四項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第五項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第六項を削る。

第十一条の見出し中「指紋照会」を「指掌紋照会」に改め、同条第一項中「指紋」の下に「及び掌紋」を加え、及び「を」を「並びに」に改め、同条第三項中「保管に係る指紋記録」を「保管する指掌紋記録」に改め、同条第十條とする。

第十二條を第十一條とする。

附則
（施行期日）
この規則は、平成十九年一月四日から施行する。

（経過措置）
この規則による改正後の指紋等取扱規則（以下「新規則」という。）第四条第一項の規定は、警察庁長官が指定する都道府県警察の警察署長等が新規規則第三条の規定により作成した掌紋記録については、当該指定の解除が行われる日の前日までの間、適用しない。

3 前項に規定する指定を受けた都道府県警察の警察署長等が、同項の規定による指定の解除が行われる日の前日までの間に、新規規則第三条の規定により掌紋記録を作成したときは、速やかに当該掌紋記録に係る掌紋資料を作成しなければならない。

6 警察庁犯罪鑑識官は、保管遺留指掌紋記録が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保管遺留指掌紋記録を抹消しなければならない。

一 保管遺留指掌紋記録に係る事件について確定判決を経たとき。
二 前号に掲げるもののほか、保管遺留指掌紋記録を保管する必要がなくなったとき。

第八条を削る。

第九条第一項中「又は第八條第一項を削り、現場指紋又は現場指掌紋」を「現場指掌紋」に改め、同条第二項中「指紋記録」を「指掌紋記録」と改め、同条第三項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第四項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第五項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第六項を削る。

第十条の見出し中「指紋照会」を「指掌紋照会」に改め、同条第一項中「指紋記録」の下に「及び掌紋記録」を加え、同条第二項中「指紋資料」の下に「及び掌紋資料」を加え、同条第三項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第四項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第五項中「指紋」を「指掌紋」と改め、同条第六項を削る。

第十一条の見出し中「指紋照会」を「指掌紋照会」に改め、同条第一項中「指紋」の下に「及び掌紋」を加え、及び「を」を「並びに」に改め、同条第三項中「保管に係る指紋記録」を「保管する指掌紋記録」に改め、同条第十條とする。

第十二條を第十一條とする。

附則
（施行期日）
この規則は、平成十九年一月四日から施行する。

（経過措置）
この規則による改正後の指紋等取扱規則（以下「新規則」という。）第四条第一項の規定は、警察庁長官が指定する都道府県警察の警察署長等が新規規則第三条の規定により作成した掌紋記録については、当該指定の解除が行われる日の前日までの間、適用しない。

3 前項に規定する指定を受けた都道府県警察の警察署長等が、同項の規定による指定の解除が行われる日の前日までの間に、新規規則第三条の規定により掌紋記録を作成したときは、速やかに当該掌紋記録に係る掌紋資料を作成しなければならない。

この場合において、当該掌紋資料は、同条の規定により作成された掌紋資料とみなして、新規規則第四条の規定を適用する。

4 この規則の施行前にこの規則による改正前の指紋等取扱規則（以下「旧規則」という。）第八條第一項又は第二項の規定により準用する第六條第二項から第五項までの規定によつてした送付その他の行為であつて、新規規則第六條に相当の規定があるものは、同条の相当の規定によつてしたものとみなす。

（死体取扱規則の一部改正）
死体取扱規則（昭和三十三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中、指紋等取扱規則を「指掌紋取扱規則」に改め、同条第一項を「第十條第一項」に改め、同条第二項中「指紋等取扱規則」を「指掌紋取扱規則」に改め、同条第三項中「指紋記録等」を「指掌紋記録等及び同条第一号に規定する掌紋記録等」に改める。

防衛施設庁告示第十一号
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一十一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、次のとおり、松島飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、平成二十年七月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九條の規定により、告示する。

平成十八年十二月二十六日
防衛施設庁長官 北原 巖男

一 第一種区域の指定を解除する区域
次に示す区域
石巻市石巻字水押、駅前北通り四丁目、元倉二丁目、東中里二丁目、東中里三丁目、南中里一丁目、南中里二丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里一丁目、中里二丁目、中里三丁目、中里四丁目、大橋一丁目、大橋三丁目、開北一丁目、開北二丁目、開北三丁目、開北四丁目、水押一丁目、水押二丁目、水押三丁目、双葉町、潮見町、門脇字西三軒屋、字三

告示

防衛施設庁告示第十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一十一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、次のとおり、松島飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、平成二十年七月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九條の規定により、告示する。

平成十八年十二月二十六日

防衛施設庁長官 北原 巖男

一 第一種区域の指定を解除する区域

次に示す区域

石巻市石巻字水押、駅前北通り四丁目、元倉二丁目、東中里二丁目、東中里三丁目、南中里一丁目、南中里二丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里一丁目、中里二丁目、中里三丁目、中里四丁目、大橋一丁目、大橋三丁目、開北一丁目、開北二丁目、開北三丁目、開北四丁目、水押一丁目、水押二丁目、水押三丁目、双葉町、潮見町、門脇字西三軒屋、字三

告示

防衛施設庁告示第十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一十一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、次のとおり、松島飛行場に係る第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定を解除し、平成二十年七月一日から適用することとしたので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九條の規定により、告示する。

平成十八年十二月二十六日

防衛施設庁長官 北原 巖男

一 第一種区域の指定を解除する区域

次に示す区域

石巻市石巻字水押、駅前北通り四丁目、元倉二丁目、東中里二丁目、東中里三丁目、南中里一丁目、南中里二丁目、南中里三丁目、南中里四丁目、中里一丁目、中里二丁目、中里三丁目、中里四丁目、大橋一丁目、大橋三丁目、開北一丁目、開北二丁目、開北三丁目、開北四丁目、水押一丁目、水押二丁目、水押三丁目、双葉町、潮見町、門脇字西三軒屋、字三